別紙３

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）等の一部改正について以下のとおり改正されました。

この後に開催されるサービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修の受講予定者はサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件についてご確認の上、本研修に申込んでください。（別紙「サービス管理責任者の実務経験要件」及び「児童発達支援管理責任者の実務経験要件」も併せてご確認ください。）

【サービス管理責任者】

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）の一部改正（平成29年3月27日厚生労働省告示第83号）について

(1)改正点

〇社会福祉士等の国家資格を有する者について「資格に係る業務経験に従事した期間」が5年以上であるという要件を3年以上に改正。

〇サービス管理責任者となることができる要件中「直接支援の業務」の定義に「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」を追加。

(2)適用日

　平成29年4月1日

【児童発達支援管理責任者】

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）の一部改正（平成29年3月29日厚生労働省告示第98号）について

(1)改正点

〇障害児通所支援又は障害児入所施設の提供の管理を行う者（以下「児童発達支援管理責任者」という。）になるために必要となる実務に従事した期間に児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設（現：情緒障害短期治療施設）及び児童自立支援施設）において児童の支援に従事した期間を追加。

〇児童発達支援管理責任者になるために必要となる実務に従事した期間に児童の福祉に係る事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業）に従事した期間を追加。

〇児童発達支援管理責任者の実務要件として、児童又は障害者に対する支援を内容とする業務に従事した期間が通算3年以上必要である旨改正。

（2）適用日

平成29年4月1日